

宮城県広域防災拠点基本構想・計画

平成26年2月

宮 城 県

目 次

1	はじめに	1
2	計画地の概要	3
3	対処すべき災害等	4
4	広域防災拠点の基本的な考え方	5
5	導入機能と具体的活動	8
6	整備基本計画	12
7	平常時の活用方法	15
8	実現化方策	16
9	整備イメージ	18

1 はじめに

(1) 策定の趣旨

「宮城県広域防災拠点基本構想・計画」（以下「基本構想・計画」という。）は、「宮城県広域防災拠点整備検討会議」における「宮城県広域防災拠点基本構想に関する調査・検討業務報告書」を踏まえ、本県が整備をする広域防災拠点（以下「宮城県広域防災拠点」という。）について、その在り方や導入すべき機能、施設規模や配置計画、平常時の活用方法などの県の基本的な考え方を取りまとめたものである。

(2) 広域防災拠点の必要性

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、宮城県内の沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらし、県内では 1 万人を超える死者（震災関連死含む）と 1,300 人近くの行方不明者を出すなど、多くの尊い人命を失うこととなった。

震災時の医療活動では、全国から DMAT（災害派遣医療チーム）をはじめとした医療チームの応援を受け、医療機関の機能が著しく低下した沿岸被災地では、傷病者を内陸部や県外の医療機関に搬送した。

また、救助・救急・消火活動では、緊急消防援助隊（消防）や広域緊急援助隊（警察）、自衛隊等の広域支援部隊が、発災後早期に県内に入ったものの、初動期の情報不足により集結場所が定まっておらず、被災地へ効率的な人員の投入を困難にした。

救援物資等の集配では、輸送車両や燃料の不足に加え、大規模な物資集積拠点が県内になかったことから、全国から送られた大量の救援物資の取扱いは混乱をきたし、被災地のニーズに応じた適時適切な集配ができなかった。

このような経験を踏まえ、今後、大規模災害に効果的に対応するためには、「傷病者の域外搬送拠点機能の充実強化」、「広域支援部隊の一時集結場所やベースキャンプ用地の確保」、「物資輸送中継拠点の整備」等が必要であると強く認識したことから、その中核的機能を担う広域防災拠点を整備するとともに、これを核として地域防災拠点等と相互連携することにより、被災地の災害対応をより円滑に支援する体制を構築する取組を進めることとした。

(3) 「宮城県震災復興計画」との関係

「宮城県震災復興計画」（平成 23 年 10 月策定）では、復興計画実現のポイントの一つに「災害に強い県土・国土づくりの推進」を位置付け、それを推し進める「防災・安全・安心」分野の取組として、「防災機能の再構築」を掲げている。

この構想に基づき、宮城県の長期総合計画である「宮城の将来ビジョン」と「宮城県震災復興計画」の両計画の中期実施計画である「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」（平成 25 年 3 月改定）に「広域防災拠点整備推進事業」を掲げ、広域防災拠点を積極的に整備することとしている。

(4)宮城県広域防災拠点整備の基本方針

宮城県広域防災拠点整備の基本方針は、以下のとおりとする。

- イ 災害発生時には、県の災害対策本部の指示の下、関係機関（市町村、自衛隊等）と連携して迅速かつ的確に災害応急活動を実施し、県民を災害から守るための活動拠点及び物資輸送中継拠点等として、県内被災地等の活動拠点における災害対応を広域的に支援する。
- ロ 広域防災拠点を中心として、既存の県有施設や市町村有が整備する地域防災拠点等との機能補完、相互連携によるネットワークの下、全県的な防災体制を整備する。
- ハ 平常時には、自然豊かな都市公園として県民の憩いの場になるとともに、県民の防災知識等の普及啓発や防災訓練の場としても活用する。

(5)宮城県広域防災拠点の計画地

宮城県広域防災拠点の計画地は、次により仙台市宮城野原地区とする。

本県における広域防災拠点は、傷病者の域外搬送や広域支援部隊、資機材、救援物資等の集積分配など、人と物の流れの中心となる役割を持つことから、その機能を十分に発揮するためには、県内外との交通アクセスが良好な場所に設置する必要がある。

宮城野原公園総合運動場周辺は、仙台東部道路、仙台塩釜港（仙台港区）、仙台空港など既存の広域交通体系を活用した陸・海・空による人員・物資等の円滑な輸送が可能であり、かつ、県域の中心的な場所に位置していることから、広域災害や圏域単位における被害発生等に柔軟に対応できる。

また、近隣には、陸上自衛隊の仙台駐屯地や霞目駐屯地があることに加え、県内唯一の基幹災害拠点病院である独立行政法人国立病院機構仙台医療センター（以下「仙台医療センター」という。）が現宮城野原公園総合運動場内に移転することで、災害発生時にはこれらの機関と密接に連携した災害対応が可能となる。

この構想の実現には、災害対応に必要な広大な用地の確保が必要となるが、日本貨物鉄道株式会社の「仙台貨物ターミナル駅」の移転がなされれば、それが可能となる。

2 計画地の概要

計画地は、宮城県のほぼ県央に位置し、JR 仙台駅から約 2 km、宮城県庁まで約 4 km の位置にあり、高速道路 IC、仙台空港、仙台塩釜港（仙台港区）のほか、自衛隊の駐屯地とも近いなど、優れた交通条件を有している。（図 1、表 1 参照）

計画地西側に位置する宮城野原公園総合運動場は、野球場、陸上競技場、テニスコート等からなる面積約 21ha の総合運動場であり、年間約 150 万人が利用する。宮城野原公園総合運動場は、仙台市地域防災計画において広域避難場所に位置付けられている。

計画地東側に位置する仙台貨物ターミナル駅は、鉄道貨物輸送において、東北地方と全国とを繋ぐ中継拠点となっているが、高度で効率的なコンテナ輸送への対応が課題とされている。

計画地北側に位置する仙台医療センターは、県内唯一の基幹災害拠点病院として救命救急センター機能の拡充等を計画しており、宮城野原公園総合運動場内の現宮城県自転車競技場と多目的広場部分に移転する予定となっている（平成 29 年新病院開棟予定）。また、平成 25 年 9 月 3 日に行われた宮城県救急医療協議会において、東北大学病院とともに、宮城県のドクターヘリ基地病院に選定されている。

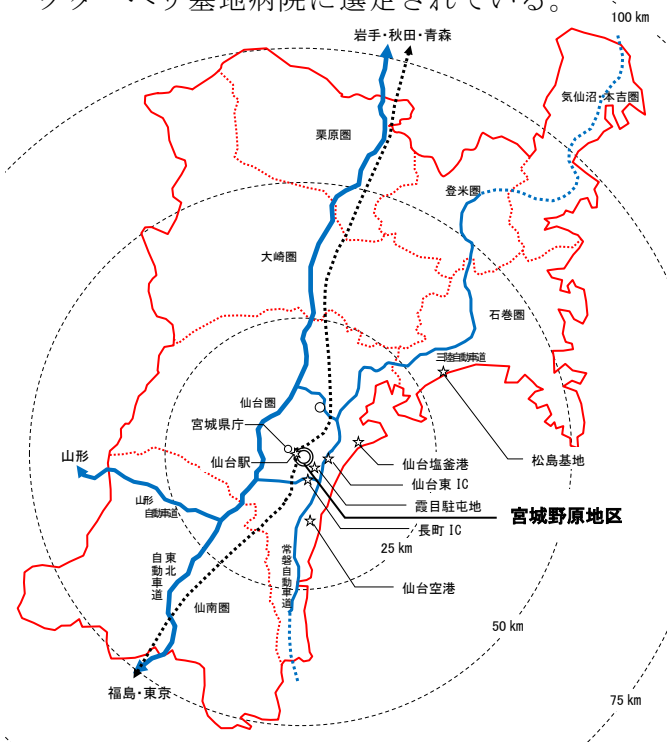
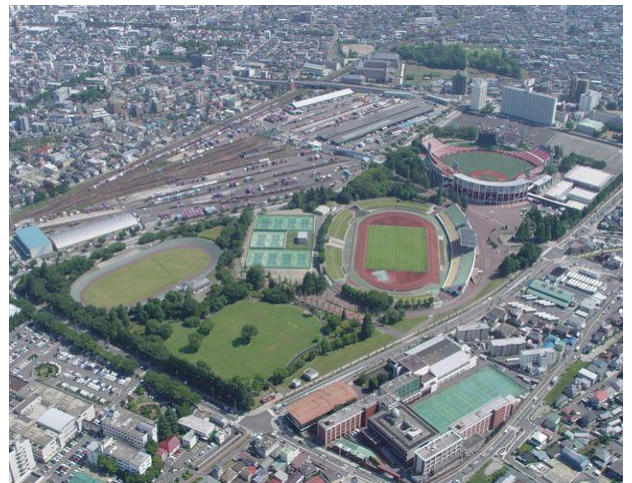


図 1. 宮城野原地区の位置

計画地の全景



計画地の面積

宮城野原公園総合運動場：約 21ha	
仙台貨物ターミナル駅：約 17ha	
仙台医療センター：約 5ha	合計約 43ha

表 1. 計画地と主要施設等との距離

高速道路 IC	飛行場	その他
仙台東 IC：約 4 km	仙台空港：約 25 km	宮城県庁：約 4 km
長町 IC：約 7 km	霞目駐屯地：約 3 km	JR 仙台駅：約 2 km
	松島基地：約 45 km	仙台塩釜港：約 12 km

3 対処すべき災害等

基本構想・計画において対処すべき災害は、次のとおり想定する。

なお、宮城県国民保護計画が対象とする生物・化学物質による攻撃等については、宮城県広域防災拠点の整備の進捗度合い等を踏まえ、同計画等で必要な位置付けを検討する。

地震災害	宮城県の地域防災計画では地震災害として、宮城県沖地震（連動型）と長町 - 利府断層帯などによる内陸直下型地震を想定しており、本基本構想・計画では、海溝型地震と内陸直下型地震を想定する。
津波災害	東日本大震災の教訓を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波、宮城県沖地震や昭和三陸地震津波のような発生頻度が高く大きな被害をもたらす津波や遠地津波等についても想定する。
風水害・火山災害	ゲリラ豪雨や竜巻等の激しい気象現象による災害、火山噴火（蔵王山，栗駒山，鳴子）とそれに伴う降灰砂等の火山災害の発生についても想定する。
原子力災害	女川原子力発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態、原子力災害の形態は過酷事故（炉心が著しく損傷するなど放射性物質の大量放出につながるような重大事故）を含むものを想定する。

4 広域防災拠点の基本的な考え方

(1) 宮城県広域防災拠点の位置付け

イ 災害対策基本法における県、市町村の役割

災害対策基本法において、都道府県は、地域防災計画の作成と法に基づく計画の実施のほか、被災した市町村及び指定地方公共機関の防災活動を助け、総合調整を行う役割を担うこととされている。また、市町村は、基礎的な自治体として災害に備えた計画を作成し、発災時には関係機関等の協力を得て防災活動を実施する役割を担うこととされている。

ロ 広域災害時の県の対応

広域災害時は、県外を含む関係機関等に応援要請を行うこととなり、この場合、多くの活動要員及び大量の救援物資が県外から流入するため、県は、これらを現地に配分調整する役割を担う。

宮城県庁に設置される県災害対策本部は、人員・物資等を被災地へ適切に配分するとともに、災害が甚大な場合は被災市町村からの要請を待たずプッシュ型の支援（要請・指揮等）を行う。

ハ 宮城県広域防災拠点の位置付け

広域災害発生時には、これら県と市町村の基本的役割の下、複数市町村にわたる圏域全体で、国、県、市町村、地域が連携・連動して防災活動を行う必要がある。そのためには、情報通信及び陸・海・空の交通手段を駆使し、広域防災拠点と地域防災拠点等が連携し、防災ネットワークを構築する必要がある。（P7 図 3 参照）

これらを前提として、宮城県広域防災拠点を次のように位置付けるものとする。

◇市町村の防災活動の円滑な実施を強力的に支援するための拠点

◇災害の規模、発生場所によっては「活動拠点」と「後方支援拠点」の機能を使い分けて、または同時に発揮する拠点

宮城県広域防災拠点と相互に補完・連携して各圏域をカバーする地域防災拠点等については、災害の規模や状況に応じて、物資の集積・集配拠点などの役割を位置付けるとともに、発災後、被災地のニーズが刻々と変化することも考慮した宮城県広域防災拠点の運用も想定して調整しておく必要がある。

このため、県は、今後、宮城県広域防災拠点の整備の進捗度合いを踏まえ市町村の地域防災計画等との整合性や、市町村との効果的な連携体制の構築を図る。

○宮城県総合運動公園（グランディ・21）【県有施設】

東日本大震災時にフォワードベース等として使用。利府しらかし台 IC から 3 分、宮城野原地区まで 10 km 強。

○石巻市総合運動公園【石巻市市有施設】

東日本大震災時のヘリ離発着場。三陸自動車道石巻河南 IC から 10 分。

○長沼フットピア公園【登米市市有施設】

東日本大震災時の物資搬入拠点。東北自動車道築館 IC から 30 分。

○新世紀公園【大崎市市有施設】

救援物資の備蓄、集積拠点。東北自動車道三本木スマート IC から 5 分。

○白石市鷹巣【白石市市有地】

救援物資等の備蓄・集積拠点。東北自動車道白石 IC から 約 10 分。東北新幹線白石蔵王駅周辺。



図 2. 防災ネットワークの構築において拠点となる施設等の案

(2) 宮城県広域防災拠点の基本的な役割

イ 市町村の防災活動を的確に進めるための支援の拠点

宮城県広域防災拠点は、「災害時における宮城県市町村相互応援協定」に基づき、地域防災拠点等と相互に補完・連携しながら、迅速かつ円滑な防災活動を支援する。

また、被災地の地域防災拠点等が被災するなど、活動拠点を確保できない状況が生じた場合、宮城県広域防災拠点は活動拠点として野営機能を発揮し、防災活動を支援するものとする。

特に、地域防災拠点等では持つことが難しい重要な役割は次の 2 点が考えられる。

- ◇広域的に大規模な人的支援が必要な際の一時集結
- ◇短時間に大量な物的支援を受ける場合の物資の中継・配分 ※P10 表 2 参照

これら機能の確保・充実には次のような効果がある。

支援部隊等の一時集結： 初動期の情報不足の中にあってもプッシュ型の支援が可能になるなど、広域的な支援隊がより迅速に被災地に進出することができるようになる。

大量物資の中継・配分： 被災地において、災害時応援協定締結事業者等からの調達物資の受け入れ体制が十分に整えられない場合に、宮城県広域防災拠点が全国から調達される大量の物資を受け入れ、適切に配分していくことによって、被災地が必要とする物資の迅速かつ的確な確保ができるようになる。

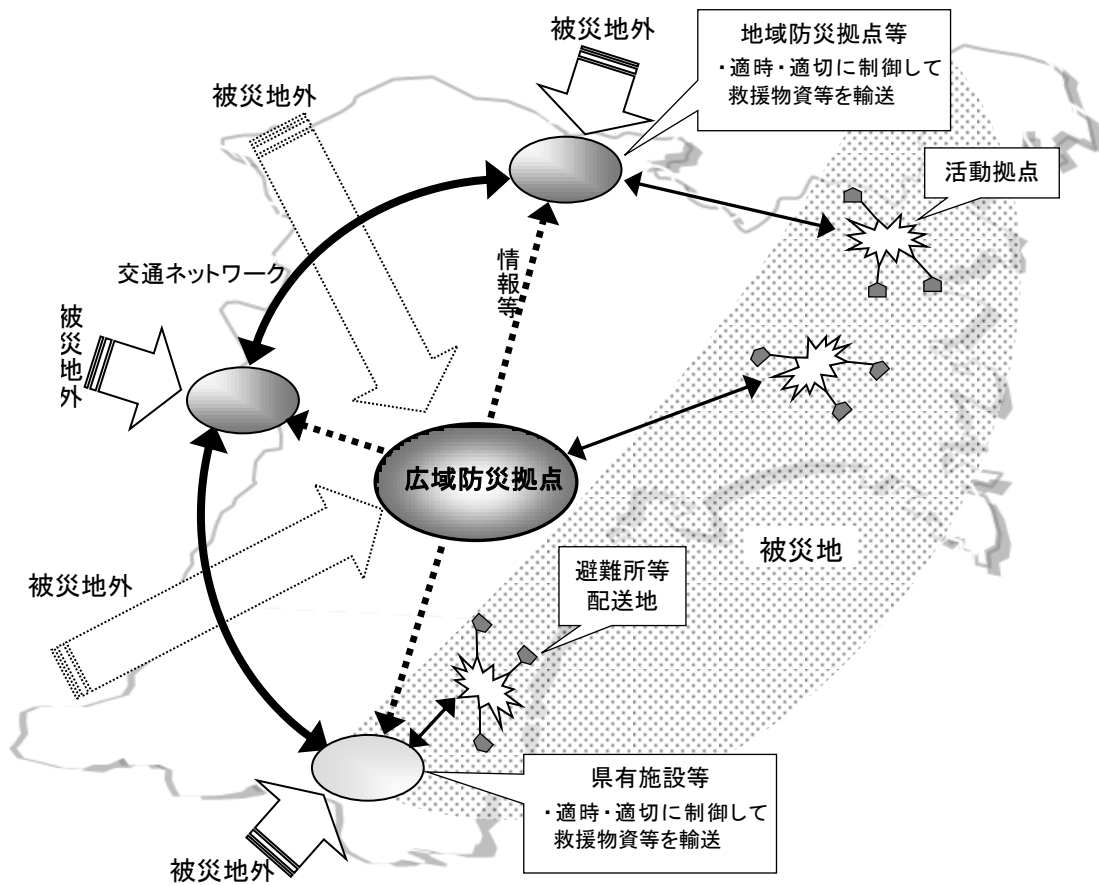


図 3. 宮城県広域防災拠点と地域防災拠点等のネットワークイメージ

ロ 受援力の向上

宮城県広域防災拠点は、県内外へのアクセス性に優れていることに加え、自衛隊との連携を活かして、他の都道府県の支援部隊が被災地に速やかに出動できる条件を整えるとともに、大量の物資が必要になった場合は、陸・海・空の最も効率的な交通手段により、被災地への速やかな物資の調達・配分を行う。

ハ 他の都道府県への支援の拠点

首都圏直下型地震など、他の都道府県が被災した際の県内の支援部隊の集結、派遣の拠点とする。

ニ 災害医療拠点としての展開

広域搬送の候補地として位置付けるとともに、県内唯一の基幹災害拠点病院である新仙台医療センターと連携し、効果的な緊急搬送等を行う。

ホ 基幹的広域防災拠点等との連携

東北地方への設置について国へ要望している「基幹的広域防災拠点」や隣県の広域防災拠点等と連携し、適時適切な広域支援の要請、部隊・物資を被災地に展開する拠点とする。

5 導入機能と具体的活動

(1)導入機能

イ 救助・救急・消火

全国から来県する消防、警察等の支援部隊が一時集結する場所としての機能を基本とし、また、災害の規模等により活動現場に最も近い活動拠点（地域防災拠点等）で宿営できない場合などのため、ベースキャンプが可能なスペースを確保する。

宮城県広域防災拠点は、地域防災拠点等を支援するものであることから、支援部隊のベースキャンプのほか、燃料、物資の供給などの後方支援機能の充実に努める。

ロ 災害医療

基幹災害拠点病院である仙台医療センターでの医療、救急措置のほか、広域搬送のためのスペースを確保する。

仙台医療センターはドクターヘリの基地病院でもあることから、広域搬送等の場面においては、災害医療スペースでの活動と連携して対応する。

災害時における傷病者の広域搬送拠点である SCU（広域搬送医療拠点）については、県の「大規模災害時医療救護活動マニュアル」において、より広域の搬送が可能となる固定翼機が離着陸できる空港・飛行場等を候補としているが、発災時には各施設の被災状況等に対応して選定することとなるため、本広域防災拠点も SCU の候補地として位置付ける。

DMAT（災害派遣医療チーム）は基本的に被災地の病院等での活動を想定するが、状況に応じ、救助・救急・消火等と同様のベースキャンプ等のスペースを確保する。

ハ 緊急輸送

傷病者、医薬品をはじめとした緊急輸送（搬送）機能を確保し、発災後の情報収集などにも有効なヘリコプターの離着陸場所及び給油スペースなどを確保する。

孤立地域が発生することも考えられることから、災害対応中期^{*P10 参照}の要員搬送も想定する。

なお、ヘリコプターの離発着の誘導、燃料補給、安全な活動のための情報提供等は、宮城県の防災航空隊をはじめ、災害対策活動に参画した機関が協働して行うものとする。

ニ 物資調達・供給

県外各地からの救援物資は、流通在庫備蓄品の供給と異なり多種多様になるため、仕分けを含めた中継・分配機能を備える。

災害時応援協定を締結している宮城県倉庫協会及び宮城県トラック協会、自衛隊等との連携を前提とし、既存施設の活用に加えて、応援・供給側の迅速な救援物資等の発送を可能にする積み込み、仕分け、被災地への発送を効率的に行うためのトラックターミナル、駐車場、要請頻度の高い物資を一時保管するためのスペースなどを確保する。

なお、災害対応中期以降の救援物資は、基本的に民間倉庫に搬送することとするが、搬送先の指示や倉庫閉鎖後の夜間に到着したトラック等の対応を行う。

ホ 備蓄

本県では、災害発生時に必要とされる食料や生活物資の調達については、流通在庫備蓄によることを基本とし、大量に調達が必要となり迅速に対応すべきものは、市町村において避難場所の位置を勘案した倉庫等への分散備蓄を行うこととしている。

また、防災用資機材など大型で数量が少なく、緊急性を要しないものを防災拠点等に集中備蓄することとしているが、防災用資機材についても関係機関や民間事業者と連携し地域内で確保できる体制を構築する。

宮城県広域防災拠点での備蓄は、防災拠点施設として活用する際の大型テントや仮設トイレ等の資機材のほか、被災地からの要請を待たずプッシュ型で支援を行う際に最低限必要な水などの備蓄機能の充実に努める。

ヘ 現地調整

宮城県広域防災拠点には、庁内に設置される県災害対策本部から別途派遣される職員が駐在し、一時集結した各種支援部隊への進出拠点や救援物資の供給先、ルート等の情報提供をはじめ、広域防災拠点が有する各種機能に係る総合調整、災害対策本部等との連絡調整といった機能を確保する。また、近隣の市町村が被災地となり、救助・救急・消火の活動拠点となる場合は、支援部隊の現地指令機能も担う。

ト ボランティア

「宮城県災害ボランティアセンター」は、被災地の市町村災害ボランティアセンターの支援と情報発信を主とし、本部の設置場所は自治会館を想定している。

このため、広域防災拠点では発災から数日間の救急・救命等専門性の高い活動を必要とする期間後において、被災地で自立的に活動するボランティアのための野営機能を確保する。

チ 海外からの支援対応

海外からの救助活動要員、救援物資の受入機能は、基本的に国が介在して実施されることが多い。宮城県広域防災拠点においては、国と連携を図りながら、前述の「イ 救助・救急・消火」、「ロ 災害医療」及び「ニ 物資調達・供給」の考え方により、野営場所や情報の提供を行い、海外からの支援についても的確に対応する。

(2) 時間経過に応じた広域防災拠点の活動等

発災後の防災活動は、下記のように時間経過に応じて異なることから、「緊急消防援助隊 広域活動拠点に関する調査報告書(H25.3 消防庁)」の考え方を参考とし、広域防災拠点の活動を表2のとおり設定する。

災害初動期 (発災直後～3日後)	災害発生から概ね72時間前後までの、時間とも闘いながらの活動が必要な期間。
災害対応中期 (3日後～10日後)	生存者の救出から捜索、火災の鎮静化、災害派遣医療から避難所での医療救護への移行、救援物資等の本格化など、活動内容が転換・多様化する期間。
災害対応後期 (11日後～数週後)	現地の防災関係機関が被災により機能低下した場合など、広域の支援を得ながら対応する必要がある期間。

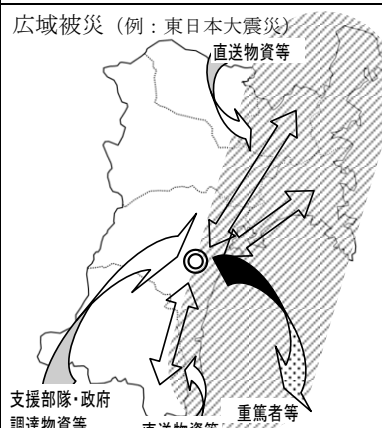
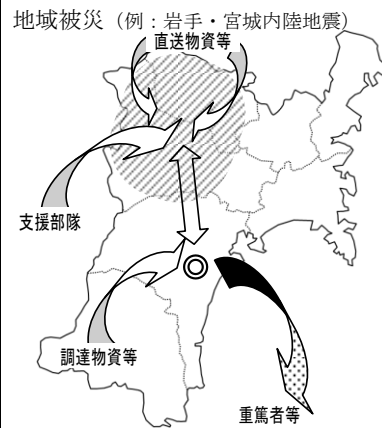

表2. 宮城県広域防災拠点に備える機能と時間経過に応じた活動の概要

機能	災害初動期 (発生直後～3日後)	災害対応中期 (～10日後)	災害対応後期 (～数週後)	施設・設備等
救助・救急・消火	進出拠点、消防・警察・自衛隊のベースキャンプ、救助者の収容等	同左 (要支援期間が延びた場合)	—	広場(集結・野営場所) 雨水貯留施設・耐震性貯水槽
災害医療	傷病者の治療、SCU、DMAT ベースキャンプ	同左 (要対応期間が延びた場合)	(入院、通院治療など)	病院(仙台医療センター) SCU用地
緊急輸送	負傷者、医薬品、支援部隊の搬送	同左 (救助・救急等の活動期間が延びた場合)	医薬品等の搬送	ヘリポート、駐機場、給油スペース
物資調達・供給	政府調達物資の受入、集積所等への搬出	政府調達物資の受入、夜間到着トラックの待機、民間倉庫・避難所等への搬出	同左	荷捌き場、トラックターミナル(駐車場)
備蓄	活動物資等の使用	—	—	大型テント、資機材など (平常時は防災センター内)
現地調整	前進基地としての現地指令、複数の都道府県隊間の調整、後方支援機能の利用調整など	同左	同左	防災センター (オペレーション・会議室、管理室、仮眠室、シャワー室、調理室、情報通信設備、発電機等)
ボランティア	—	—	自立的ボランティアのベースキャンプ	広場(野営場所)

(3)被災の状況に応じた宮城県広域防災拠点の活動等

発生する災害やその規模によって被災エリアが異なることも考えられ、以下の3つのパターンごとの宮城県広域防災拠点の役割を設定する。(表3参照)。

広域被災	津波被害だけでなく、内陸部でも地震による被害があった東日本大震災のような広域的な被災を想定。
地域被災	岩手・宮城内陸地震のように、複数の市町村にわたって甚大な被害が発生するものを想定。
局地被災	ゲリラ豪雨、火山災害など大小さまざまなエリアが被災し、壊滅的な被害を受ける市町村があることで、広域支援が必要になるものを想定。

被災状況	拠点	宮城野原地区	その他※1
広域被災 (例: 東日本大震災) 	進出	派遣地区が未定の場合の一時集結地	—
	活動	被災地に位置する場合などは、ベースキャンプ機能を果たす	支援部隊※2のベースキャンプ地となり、災害対策活動を展開する
	医療	基幹災害拠点病院における医療、SCU等	DMAT等による救急医療
	緊急輸送	傷病者・医薬品の搬送	医薬品や救助者の受入れ、傷病者の病院等への搬送
	物資供給	政府調達物資の受入、集積所等への搬出	調達物資の受入、避難所等への搬出
地域被災 (例: 岩手・宮城内陸地震) 	進出	(災害・被害の大きさによって一時集結地になることもある)	—
	活動	(現地の状況によってベースキャンプ機能が必要な場合もある)	支援部隊※2のベースキャンプ地となり、災害対策活動を展開する
	医療	基幹災害拠点病院における医療、SCU等	DMAT等による救急医療
	緊急輸送	傷病者・医薬品の搬送	医薬品や救助者の受入れ、傷病者の病院等への搬送
	物資供給	調達物資の受入、集積所等への搬出	調達物資の受入、避難所等への搬出
局地被災 (例: 風水害・火山災害など) 	進出	(被害の内容、交通事情等によって一時集結地になることもある)	—
	活動	(現地の状況によってベースキャンプ機能が必要な場合もある)	支援部隊※2のベースキャンプ地となり、災害対策活動を展開する
	医療	基幹災害拠点病院における医療、SCU等	DMAT等による救急医療
	緊急輸送	傷病者・医薬品の搬送	医薬品や救助者の受入れ、傷病者の病院等への搬送
	物資供給	調達物資の受入、集積所等への搬出	調達物資の受入、避難所等への搬出

※1: 地域防災拠点等、市町村の各種防災拠点を想定

※2: 広域被災は全国、地域被災は隣県程度、局地被災は県内程度を想定

6 整備基本計画

(1)新たに整備するエリアにおける防災活動量と必要面積

東日本大震災時の広域支援の状況を踏まえ、宮城県広域防災拠点で展開される活動の規模を基に、必要面積については次のとおりとする。

表 4. 整備面積（概数）

用 途	内 容	面 積	備 考
一時集結場所	車両 1,000 台, 6,000 人	6.5ha	
ベースキャンプ用地	車両 370 台, 2,100 人	2.5ha	
災害医療活動スペース		0.3ha	屋外活動用
ヘリポート(緊急輸送)	大型機着陸帯 1, 駐機 7	3.0～ 4.0ha	
荷捌きスペース	10 バース程度	1.0ha	
一時保管場所		1.0ha	
防災センター	オペレーションルーム・会議室, 備蓄スペース, 管理室, 仮眠室, シャワー室, 調理室等 自家発電設備, 情報通信設備等	0.5ha	

(2)土地利用計画の条件

土地利用計画を検討するに当たっての計画条件の概要は、以下のとおり。

仙台貨物ターミナル駅の敷地を東西に横断する人道橋があり、その地域の生活動線としての機能を確保する必要がある。

ヘリコプターの離発着は計画地における年間の平均風向を考慮し、南東(東南東)ー北西(北北西)方向を基本にし、風向きを考慮してヘリポートを整備する。

計画地東側に広がる住宅地への騒音・風等対策として緩衝帯を設置する。

野営場は集結場所の一部として確保するとともに、ヘリポートとの位置関係に配慮する。

(3) 土地利用計画のイメージ

計画地の現況や計画条件等から、土地利用計画のイメージを次の3つとする。

パターンA: 現況の外周道路を活かし、災害時に発生する大型車交通を円滑に処理していくための主要幹線ルートを設定する案



図5. 土地利用計画 (パターンA)

パターンB: 現総合運動場と計画地を一体的な公園とするため、中央道路を計画地東側に置き換える案



図6. 土地利用計画 (パターンB)

パターンC: 平常時の利用に重点をおき、計画地内は園路等による有機的なネットワークを構築する案



図7. 土地利用計画 (パターンC)

(4) 防災センターの整備について

現地調整機能を果たすため、宮城県広域防災拠点内の防災センターには以下の機能を確保する。

- ・オペレーションルーム・会議室，備蓄スペース，管理室，仮眠室，シャワー室及び調理室等を設ける。
- ・建設地のかさ上げ等を行い，内水対策を行うものとする。
- ・低層の鉄筋コンクリート造とし，免震構造を備えることによって，大規模地震や突風・竜巻などに対応できるようにする。
- ・情報通信設備や自家発電機等を備え，大規模災害時の確実な稼働を図る。
- ・再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備等）の導入を検討する。

7 平常時の活用方法

(1) 平常時の活用の基本的な考え方

都心の商業・業務ゾーンにありながら，周辺市街地は文化的な趣を有し，年間 150 万人が訪れる宮城野原公園総合運動場に隣接しており，周辺環境や景観に配慮するとともに安心・安全なまちづくりに貢献する。

発災時には宮城県広域防災拠点として速やかに機能することができる土地利用とする。管理の効率化と利便の増進等を進めるため，民間手法を積極的に活用する。

(2) 平常時利用における基本的な機能

イ 県民がリフレッシュできる場

宮城野原公園総合運動場との一体的利用に配慮した公園，緑地とし，周辺市街地の文化的趣と調和した都会の喧騒から離れたくつろぎの空間を形成する。

ウォーキング，ジョギング，各種球技など健康増進につながる様々な運動が選択できる場を形成する。

東北楽天ゴールデンイーグルスの試合，仙台国際ハーフマラソンなどの全国規模のイベントをはじめ，様々な催事の会場の一部としても活用する。

ロ 次世代への防災教育の場

国に要望している「(仮称) 東日本大震災メモリアルパーク」や市町村の施設等と連携した防災教育の場としての活用や，防災意識を高めるための設備導入等を図る。

次代を担う子どもたちを対象に，NPO 法人等と連携しながら，イベント等の体験型の技術習得プログラムの企画，実施を検討するとともに，その他の具体的教育機能については，東北大学災害科学国際研究所 (IRIDeS) などの協力を得ながら検討する。

ハ 多様な主体による防災訓練の場

町内会等のコミュニティ単位による防災訓練や，電気，ガスなど防災関係機関等による各種訓練などを通じて，県民の防災・減災の意識付けに向けた活用を検討する。



浸水体験装置による浸水時体験



簡易ろ過装置による水の浄化体験



ロープワーク訓練

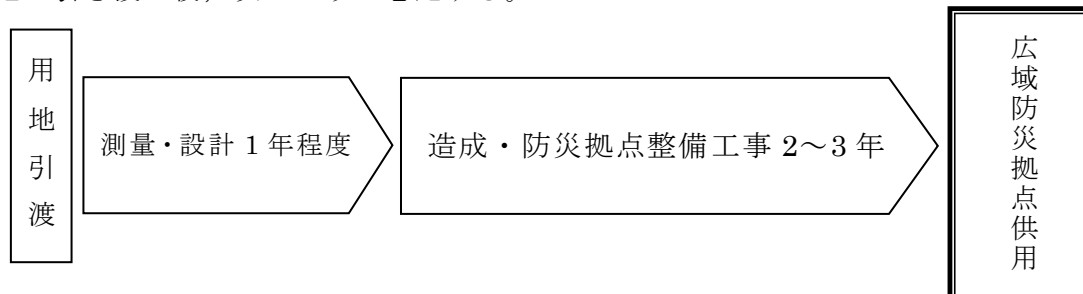
写真：千歳市 HP (平成 24 年度防災訓練紹介)

図 8. 子ども対象の防災教育イベント等のイメージ

8 実現化方策

(1) 整備スケジュール

宮城県広域防災拠点の整備スケジュールは、仙台貨物ターミナル駅の移転・撤去、用地の引き渡し後、次のように想定する。



(2) 具体化に向けた課題

イ 市町村との連携

宮城県広域防災拠点と相互に補完・連携して各圏域をカバーする上で有効な地域防災拠点は、災害の規模や状況に応じた役割や具体的運用について市町村と協議を進め、効果的なネットワークを確立していく必要がある。

現在、災害時に市町村との情報が途絶した場合を想定し、プッシュ型で物資等を送付する際の市町村物資拠点施設（緊急配送先候補施設）に関する調査整理を実施するとともに、市町村等の地域防災拠点等とのネットワークを構築するため、災害応急対策に使用可能な応急対策活動拠点施設についての調査を実施しており、これらの施設を災害の規模や状況に応じて役割を位置付ける必要がある。

ロ 隣県の広域防災拠点との連携（相互応援）

大規模災害発生時には、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき応援の要請を行い、また支援する取り決めを行っており、今後、隣県等における広域防災拠点の整備検討状況を踏まえながら、相互補完体制の構築に向けた検討が必要である。

ハ 有事の際の運営体制

平常時及び発災時における、宮城県広域防災拠点の運営体制に関する今後の検討課題として、下記の項目が挙げられる。

- 平常時の管理方法 ○開設手順
- 発災後の宮城県広域防災拠点への運営チームの選定・派遣 ○仮設テント等の設営体制
- 県災害対策本部等との連絡調整体制（Ex：市町村災害対策本部，防災関係機関）
- 支援部隊への情報提供 ○燃料等の供給・確保 ○物資管理（食料，資機材）など

表 5. 協定に基づく応援調整道県

被災道県名	第1順位	第2順位	第3順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

二 自衛隊基地との連携

周辺等に立地する自衛隊（仙台駐屯地，霞目駐屯地など）と連携した活動を図る。

ホ 既存公共施設の利活用等

楽天 Kobo スタジアム宮城（宮城球場）や仙台陸上競技場等の既存公共施設の利活用及び屋内施設の有用性等について，関係者等の意見を踏まえながら検討を行う。

ヘ 活動シミュレーションの検討，実施

防災ネットワークを構成する防災拠点等の活動計画を作成するとともに，想定被災パターンに応じた活動方法をシミュレーションし，防災訓練などによって関係者の災害時の行動を習得していく。

9 整備イメージ

宮城野原公園総合運動場等を含めた全体の整備イメージは図9のとおり。

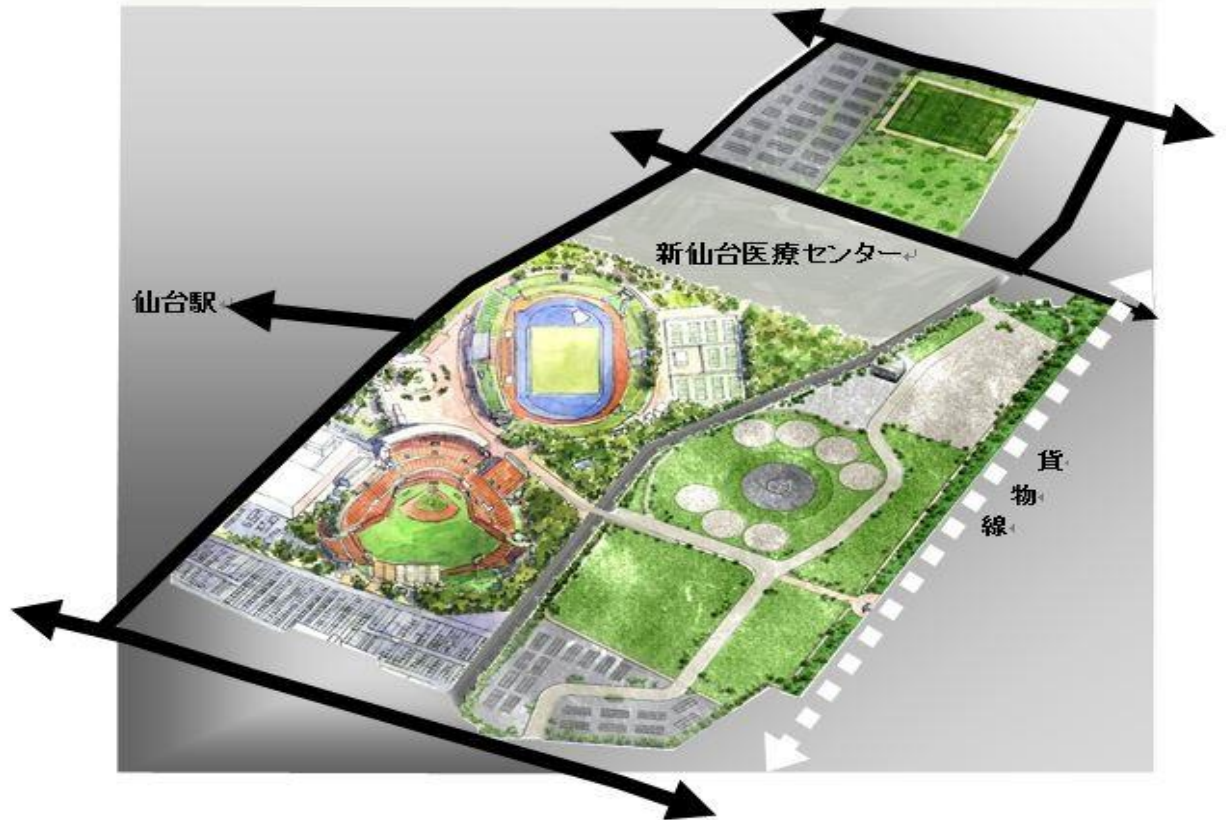


図9. 全体の整備イメージ

仙台医療センターが現総合運動公園内に移転整備され、現況敷地は広域避難場所としての活用やボランティア、ライフライン復旧関連事業者の活動拠点等としての利用が考えられる。

また、新仙台医療センターには、ドクターヘリの関連設備が整備される予定である。

用語解説

基幹的広域防災拠点	<p>広域防災拠点のうち、防災活動拠点として、国及び地方公共団体が協力し、都道府県単位では対応不可能な、広域あるいは甚大な被害に対して的確に応急復旧活動を展開するための施設。（首都圏広域防災拠点整備基本構想平成13年8月 首都圏広域防災拠点整備協議会）</p> <p>国の現地対策本部が置かれ、被災府県市や指定公共機関等の責任者が参集して（合同現地対策本部）、広域的オペレーションのヘッドクォーターとなる広域防災拠点。（京阪神都市圏広域防災拠点整備検討委員会（平成14年12月11日 第4回）資料1-2）</p>
広域防災拠点	<p>災害時に広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用されるもので、概ね都道府県により、その管轄区域内に1か所ないし数か所設置されるもの。（「広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会報告書」（平成15年3月 消防庁）</p>
地域防災拠点	<p>災害時に市町村等の現地活動拠点や中短期の避難活動が可能な避難地、あるいはコミュニティ防災拠点※を補完する機能が期待される、小中学校区単位もしくはそれらを包括する規模で設置されるもの。（「広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会報告書」（平成15年3月 消防庁）</p> <p>※町内会や自治会の単位で設置され、地区の集会所を兼ねたコミュニティ防災センターと児童公園レベルのオープンスペースで構成されるもの）</p>
DMAT （災害派遣医療チーム）	<p>Disaster Medical Assistance Team の略称。医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。</p>
緊急消防援助隊	<p>平成7年の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するために創設されたもの。</p>
広域緊急援助隊	<p>平成7年の阪神・淡路大震災における災害警備活動の経験を踏まえ、災害対策のエキスパートチームとして、全国の都道府県警察に設置されているもの。</p>
基幹災害拠点病院	<p>厚生労働省が設定した災害拠点病院としての機能を果たすために必要な要件を満たす災害拠点病院のうち、原則として都道府県に1か所整備されるもの。</p>
内水	<p>堤防で守られた内側の土地（人が居住する場所）にある水。</p>
活動拠点	<p>被災地で救助・救急、医療、消火、物資調達等の活動を展開する拠点をいう。本基本構想・計画では、消防・警察・自衛隊等のベースキャンプやDMATによる医療活動、救援物資の調達・供給などを想定する。</p>
後方支援拠点	<p>広域的な支援部隊（要員）の一時集結や、大量の救援物資の中継または一時保管など、活動拠点での防災活動の迅速かつ円滑な実施を支援する拠点をいう。岩手県では、広域防災拠点の枠組みにおいて中核支援拠点と後方支援拠点の2種類を設定し、宮崎県では被災地以外の区域で広域支援部隊が参集等する場所として指定するものとするなど、様々な用いられている。</p>
指定地方公共機関	<p>独立行政法人、港湾法の港務局、土地改良法の土地改良区、その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するもの。</p>
SCU （広域搬送医療拠点）	<p>Staging Care Unit。広域医療搬送拠点におかれ、患者の症状の安定化を図り、搬送時のトリアージを実施するための臨時的医療施設も含まれる。</p>

